

【議 事】

肱川流域タイムラインについて

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会  
肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン運用部会 設置要綱

（名称）

第1条 本会は、「肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン運用部会」（以下「運用部会」という。）と称する。

（目的）

第2条 運用部会は、平成30年7月豪雨後の緊急治水対策等の現状を踏まえ、水災害による肱川流域住民の人的被害ゼロを目指し、肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン（以下「肱川流域緊急対応TL」という。）の策定を通じ、流域自治体の意思決定支援や関係機関の連携体制の強化を図り、効率的かつ効果的な防災対応の実現に資することを目的とする。

（位置付け）

第3条 運用部会は、肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「肱川減災対策協議会」という。）規約第5条第五項に基づき設置するものとする。

（所掌事項）

第4条 運用部会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 各構成員における肱川流域緊急対応TLの検討及び検討状況の共有
- 2 肱川流域緊急対応TLの策定と運用
- 3 肱川流域緊急対応TLの見直し・強化
- 4 肱川流域緊急対応TLを活用した訓練の実施
- 5 肱川流域緊急対応TLの普及に向けた取り組みの実施
- 6 その他必要な事項

（組織構成）

第5条 運用部会の組織構成は、次の各号のとおりとする。

- 1 運用部会の組織は、別紙の職にあるものをもって構成する。
- 2 運用部会の組織の変更は、必要に応じ、運用部会に諮って承認を得るものとする。
- 3 運用部会の運営及び招集は事務局が行う。
- 4 運用部会は、部会長及び副部会長、アドバイザーを置く。
- 5 部会長は、会務を総括し、運用部会を代表する。
- 6 部会長が不在のとき、または事故あるときは、副部会長若しくはアドバイザーが部会長の職務を代理する。
- 7 検討部会は、結果等について肱川減災対策協議会へ報告する。
- 8 部会長は、必要に応じて組織以外の者の参加を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 運用部会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

二 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

(公開)

第7条 運用部会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては部会長の判断により非公開とすることができる。

二 運用部会における議事要旨等は、運用部会后、事務局が作成し、運用部会構成員の承諾を得た上で、事務局のホームページ等により公開するものとする。

(事務局)

第8条 運用部会の庶務を行うため事務局を置く。

二 事務局は、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所工務第一課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運用部会の運営に必要な事項は、部会長がその都度会議に諮って定める。

(附則)

本要綱は、令和元年 8月 1日から施行する。

本要綱は、令和2年 4月 1日に改正する。

本要綱は、令和3年 6月28日に改正する。

本要綱は、令和4年 8月 5日に改正する。

本要綱は、令和5年11月20日に改正する。

本要綱は、令和7年 6月17日に改正する。

<別紙>

肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン運用部会 名簿

| 区分                             | 所属                                    | 氏名               |
|--------------------------------|---------------------------------------|------------------|
| 部会長                            | 東京大学大学院情報学環<br>総合防災情報研究センター 客員教授      | 松尾 一郎            |
| 副部会長                           | 愛媛大学大学院理工学研究科<br>環境建設工学コース 教授         | 森脇 亮             |
| アドバイザー<br>(気象防災担当)             | NPO 環境防災総合政策研究機構 理事                   | 村中 明             |
| <del>アドバイザー<br/>(地域防災担当)</del> | <del>愛媛大学社会共創学部<br/>環境デザイン学科 教授</del> | <del>羽鳥 剛史</del> |

| 参加機関                             |
|----------------------------------|
| 大洲市                              |
| 大洲地区広域消防事務組合 消防本部                |
| 大洲市消防団                           |
| 西予市                              |
| 西予市消防本部                          |
| 西予市消防団                           |
| 内子町                              |
| 内子町消防団                           |
| 愛媛県 南予地方局 八幡浜支局                  |
| 愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所                |
| 愛媛県 南予地方局 西予土木事務所                |
| 愛媛県警察 大洲警察署                      |
| 愛媛県警察 西予警察署                      |
| 気象庁 松山地方气象台                      |
| 四国地方整備局 大洲河川国道事務所                |
| <del>四国地方整備局 肱川緊急治水対策河川事務所</del> |
| 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所               |
| 四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所              |

| オブザーバー             |
|--------------------|
| 愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課 |
| 四国旅客鉄道株式会社 工務部工事課  |

# 出水期に向けて（タイムライン訓練の実施）

実施目的：タイムラインの記載内容（判断基準、行動項目、役割分担）の確認

日程：令和7年6月17日（火）13：30～16：30

場所：大洲市防災センター

参加機関：四国地方整備局、愛媛県、大洲市、西予市、内子町、愛媛県警察、大洲地区広域消防事務組合、西予市消防本部、松尾部会長、森脇副部会長、村中アドバイザー

- 訓練内容：
- ・ 想定される気象状況等を提示する。
  - ・ 市町の対応の概要を確認する。
  - ・ 事務局が流域タイムラインの行動項目を読み上げる。
  - ・ 読み上げた行動を実施・支援する機関・組織は、札（◎○等）を上げ、行動の具体的内容を簡単に説明する。
  - ・ ステージ終了後や訓練終了後、不明点や確認事項について意見交換を行う。

## 年度初めの課題

人事異動等により担当者が変更するため、タイムラインの使用方法が分からない。

訓練を通して、  
記載内容や不明点等  
を確認したことで

慌てずに出水対応に臨むことができる。



タイムライン訓練の実施状況